

## 新型コロナウイルス感染症治療確認書

学籍番号：

氏名：

新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、解熱剤を使用していなくても解熱して、出校の目安となる状態に至ってから出校してください。

感染症名	出校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過した後。 (発症から6日目、症状軽快日から2日目)		

出席停止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

必要事項を記入した本書と、新型コロナウイルス感染症にり患したことを示す書類（医療機関が発行した検査結果、診療証明書、薬剤情報提供書等）を学生課へ提出してください。

### <参考>新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

出席停止期間：発症した日を0日と数えて、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

下の表を参考に発症日からの日数を計算してください。 ○ 出校可能 × 出校不可

発症から	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
		← 発症した後5日を経過し →								
1日目に症状軽快	発症	症状軽快	×	×	×	×	○	○	○	
2日目に症状軽快	発症	→ 症状軽快	×	×	×	×	○	○	○	
3日目に症状軽快	発症	→ 症状軽快	→ 症状軽快	×	×	×	○	○	○	
4日目に症状軽快	発症	→ 症状軽快	→ 症状軽快	→ 症状軽快	×	×	○	○	○	
5日目に症状軽快	発症	→ 症状軽快	→ 症状軽快	→ 症状軽快	→ 症状軽快	×	○	○	○	
		かつ、症状軽快した後1日を経過するまで ←								

1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、発熱など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が始まった日、その日を0日と数えます。
2. 1日の中で発熱と解熱があった日は発熱日となります。解熱した後2日とは解熱した日を0日と数えます。解熱は37.0℃以下と考えてください。

公欠届・治療確認書は出席停止期間を終えてから1週間以内に学生課へ提出してください。